

令和7年度 無償化のための認定の手続きについて

～認可外保育施設等～

無償化の対象となるには「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。(※1)

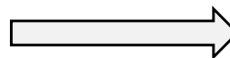
認可外保育施設等の無償化は、原則、認可保育所、地域型保育施設、幼稚園、認定こども園に在籍されていない方が対象です。(※2)

利用する施設・サービス(※3)	必要な認定
認可外保育施設(※4) 一時預かり 病児保育 ファミリー・サポート・センター(※5)	施設等利用給付認定 新2・3号

- ※1 無償化のためには、市内の認証保育所(3～5歳児クラス)の利用者を除き、請求の手続きも必要です(p.4【無償化の内容】の注のとおり)。
- ※2 一部の幼稚園では預かり保育とあわせて上限額(月額11,300円または16,300円)の範囲内で対象となります(立川市内ではめぐみ幼稚園(教育認定1号)の方のみ)、立川幼稚園、立川双葉幼稚園)。また、幼稚園を休学している間の例外もあります(新制度未移行幼稚園のみ)。
- ※3 立川市内の対象施設・サービスは立川市ホームページ「特定子ども・子育て支援施設等として確認した施設」に一覧を掲載しています。
- ※4 認証保育所を含み、企業主導型保育施設を除く。
企業主導型保育施設の無償化については、施設にご確認ください(地域枠の無償化には教育・保育給付認定 2・3号が必要です)。
- ※5 送迎のみの利用は対象外。



【必要書類】申請書等は立川市ホームページからもダウンロードできます



認定の種別 (施設等利用給付認定)	対象となる児童	提出する書類
新2・3号	<u>保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当する児童</u> (0～2歳児クラス相当は住民税非課税世帯(※6)のみ)	①令和7年度 施設等利用給付認定・変更申請書 ②保育を必要とする事由を証明する書類(保護者(父母等)それぞれ一部ずつ) ③住民税非課税証明書(申請書裏面の案内に該当する方のみ)

※6 生活保護世帯と里親世帯を含む。

【提出期限・提出先】

認定希望日までに、立川市保育課へ提出。

→4月利用開始の場合など、施設から別途案内があった場合は、そのとおりにご提出ください。



【新2・3号の認定を希望する場合】

新2・3号の認定を受けるためには、保護者等（父母）が「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

●保育を必要とする事由

保護者（父母等）の状況	認定基準
就労	月48時間以上（休憩時間含む）の就労を常態としている
妊娠・出産	出産にともない保育を必要とする期間：出産月と前後各2か月（計5か月間）
就学	学校に通学している（職業訓練校・大学・専門学校等） ※通信教育・カルチャーセンターでの学習は除く
疾病	入院・通院、自宅療養により保育が困難である
障害	心身に障害がある
介護・看護	介護・看護を常態としている
求職活動	求職中である 期間：3か月
育児休業	既に就労、出産要件で在園している子の下の子の育児休業を取得する間、保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる ※初回の申請では選択できません。すでに新2・3号の認定を受けている方のみ選択できます。

●保育を必要とする事由を証明する書類

新2・3号の認定を希望する場合は、「保育を必要とする事由」を確認するために、下記の書類が必要となります。

必要書類	外勤	自営業	出産	就学	疾病	障害	介護	看護	求職
※保護者（父母等） 各一部ずつ必要									
就労証明書	○	○							
自営をしていることが客観的に分かる書類（事業所得が記載されている確定申告書の写し 等） ※月収48,000円（年収57万円）以上の収入を確認できない場合は要件の認定ができません。		○							
母子手帳の写し （分娩予定日を記載するページ）			○						
① 在学証明書 ② 時間割写し （予定の場合は受験票または合格通知の写し）				○					
D 診断書（保護者用）					○				
身体障害者手帳・愛の手帳などの写し						○			
① E 主治医等意見書 （介護・看護用） またはケアプランの写し ② C タイムスケジュール表								○	
求職中であることを証明するもの （ハローワークの受付票等）									○

※ 就労証明書は、市の指定書式が必要です。

※ **D**・**E**は、市の指定書式に医師が記入したものがが必要です。

書式は保育課窓口で受け取るか、HPからダウンロードしてください。



施設等利用給付認定・変更申請書 記入例

保護者	申請者	フリガナ タチカワ タロウ	生年 月日	S・⓪ 2・6・5	携帯 個人番号	090-1234-XXXX	市収受印
	ⓧ母 その他	氏名 立川 太郎	個人番号				
	配偶者等	フリガナ タチカワ ハナコ	生年 月日	S・⓪ 3・8・5	携帯 個人番号	090-5678-XXXX	
父(母)その他	氏名 立川 花子	個人番号					
現住所	〒 190 - 8666 立川市 泉町 1156の9					自宅の電話 042-523-XXXX	

申請子ども	希望する認定の種別 利用中(予定)の施設名	フリガナ 氏名	性別	生年月日 個人番号
	<input type="checkbox"/> 新1号 <input checked="" type="checkbox"/> 新2・3号	タチカワ イチロウ	男	平成 令和 2・8・1
	施設名 くるりん幼稚園	立川 一郎		
	<input type="checkbox"/> 新1号 <input type="checkbox"/> 新2・3号			平成 令和
施設名				
<input type="checkbox"/> 新1号 <input type="checkbox"/> 新2・3号			平成 令和	
施設名				

認定希望日 令和 7 年 4 月 1 日

※3歳の誕生日の前日(新1号認定のみ)又は転入日が属する月は、その日からの認定が可能です(調整の場合あり)。なお、月の途中から認定を受けた場合、その月の施設等利用費の限度額は、認定開始日以後で日割りした額となります。

【保護者及び申請子どもを除いた同居者】

氏名	続柄	生年月日	職業、幼稚園、学校名、個人番号
1 立川 幸子	姉	平成25年1月1日	□□□小学校
2 立川 山男	祖父	昭和30年2月1日	無職
3			
4			

【裏面】

利用中(予定)の保育施設・サービス ※該当する番号に○してください。

施設名・連絡先	施設種別・サービス※	所在地	利用開始(予定)日
くるりん幼稚園 電話 042 - 523 - XXXX	<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 190 - 8666 立川市泉町○○の□□	令和 7・4・1
電話 -	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 -	令和 . . .
電話 -	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 -	令和 . . .

【保護者の状況】 ※該当する項目にしてください。

	外勤	自営	疾病	障害	介護	看護	就学	就労内定	求職中	出産	不存在			その他 ※()に内容を記入してください。
											離婚	未婚	死亡	
父	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()											
母	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()											

【家庭の状況】 ※該当する項目にしてください。

現在妊娠中ですか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい → 出産予定 年 月頃
生活保護を受けていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 現在受給中 → ※生活保護受給証明書を提出してください。
就学をしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい → 就学期間 年 月まで

【保護者の住所地】 ※該当する項目にしてください。

	令和6年1月1日時点		令和7年1月1日時点	
	市内	市外	市内	市外
父	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
母	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【無償化の内容】

認可外保育施設等

(認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター)

○保護者（父母等）が保育を必要とする事由に該当する3～5歳児クラス相当の児童

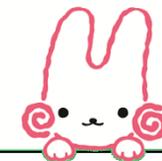
→利用料が月額37,000円まで無償

○保護者（父母等）が保育を必要とする事由に該当する住民税非課税世帯の0～2歳児

クラス相当の児童

→利用料が月額42,000円まで無償

- ※ 日用品・文房具等、行事参加費、給食費、通園送迎費などは対象外です。
- ※ 認可外保育施設等については、複数利用も限度額の範囲内で無償化の対象となります。
- ※ 市内の認証保育所以外を利用される場合は、利用料をいったんご負担いただき、限度額の範囲内で後日お返しする「償還払い」が基本です。請求の手続きは、年4回、施設経由で案内します。
- ※ 市内の認証保育所を利用される場合は、限度額の範囲内で保育料のご負担がなくなります。保育料が限度額を超える場合は、差額をご負担いただきます（一部「償還払い」の場合もあります）。請求の手続きは不要です。



幼児教育・保育の無償化について
立川市のホームページでも
情報を公開しています



令和6年10月発行

立川市子ども家庭部保育課

電話 042-523-2111

…認定については 内線 1326～1330

…給付については 内線 1324